

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成19年6月29日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

別表校長及び園長の項の次に次の1項を加える。

高等学校及び総合支援学校（京都市立特別支援学校条例により設置する特別支援学校をいう。）の事務長	(1) 所属教職員（校長を含む。）、嘱託員及び臨時的任用職員の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関すること。
---	--

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）